

芸術文化団体登録申請のご案内

武蔵野市立の文化施設(詳細は1. のとおり)で芸術文化活動を行う団体は、「芸術文化団体」として申請することができます。審議審査の上、承認した場合に「芸術文化団体」登録となります。

1. 対象施設

武蔵野市民文化会館	大ホール、小ホール (〒180-0006 武蔵野市中町3-9-11)
武蔵野芸能劇場	小劇場、小ホール (〒180-0006 武蔵野市中町1-15-10)
武蔵野公会堂	ホール (〒180-0003 武蔵野市吉祥寺南町1-6-22)
武蔵野スイングホール	スイングホール (イベントホール) (〒180-0022 武蔵野市境2-14-1)
吉祥寺シアター	劇場 (〒180-0004 武蔵野市吉祥寺本町1-33-22)

※上記の施設において、優先的に確保できます。

2. 登録要件

- (1)本拠地が、武蔵野市内であること。
- (2)構成員の半数以上が、武蔵野市内在住、在勤、在学する人であること。
- (3)規約又はこれに類するものを有すること。
- (4)会費などの自主的な財源により運営されていること。
- (5)営利活動、宗教活動及び政治活動を目的としないこと。
- (6)設立後1年以上の継続した活動実績が必要で、武蔵野市民文化会館、武蔵野芸能劇場、吉祥寺シアター、武蔵野公会堂及び武蔵野スイングホールにおいて、1回以上自主公演、または、展示会を行っており、継続的かつ計画的な芸術文化活動を主に武蔵野市内で行っていること。

※ピアノ教室、バレエスクールなどのいわゆる教室のような活動を行っている団体は登録できません。

※リハーサル及び練習使用のみでは、施設の使用実績にならず、したがって芸術文化団体登録できません。

3. 活動内容要件(芸術文化活動の分野の一例として)

- (1)音楽を主とする活動
- (2)舞台芸術(演劇・舞踊など)を主とする活動
- (3)メディア芸術(映像・コンピュータグラフィックなど)を主とする活動
- (4)伝統芸能(邦楽・謡曲など)を主とする活動
- (5)美術、写真等の発表、活動

※登録団体として利用いただく場合の活動内容は、申請される芸術文化活動に限られます。

4. 減免対象及び割合

施設		減額割合
武蔵野市民文化会館	大ホール、附属設備	使用料金の5割
	小ホール、附属設備	使用料金の5割
武蔵野芸能劇場	小劇場、小ホール、附属設備	使用料金の5割
武蔵野公会堂	ホール、附属設備	使用料金の5割
武蔵野スイングホール	コンサートホール(スイングホール)、附属設備	使用料金の5割
吉祥寺シアター	劇場、けいこ古場、附属設備	使用料金の5割

5. 登録申請提出書類

- (1)「芸術文化団体登録申請書」 ※HP からダウンロード、または施設窓口にご用意しております。
- (2) 団体規約
※規約に盛り込む事項・会の名称・会の目的・会の活動内容・会の構成員・役員(構成員の範囲、役員の選出方法など)・会の運営方法・その他
- (3) 会員名簿(住所、氏名、在勤者は勤務先を記したもの)
- (4) 団体の予算書(提出時の直近のもの)
- (5) 事業計画書(提出時の直近のもの)
- (6) 事業収支決算報告書(提出時の直近のもの)
- (7) 武蔵野市民文化会館、武蔵野芸能劇場、吉祥寺シアター、武蔵野公会堂及び武蔵野スイングホールにおいて、1回以上自主公演、または、展示会を行った活動実績がわかるもの
※団体名、代表者名が一致した利用者登録申請カードの提示(未登録の団体は、登録申請時に登録をお願いします。)

6. 受付場所:1. の対象施設窓口

7. 登録にかかる審査について

申請提出していただいた書類は、登録要件を満たしているかどうか審査させていただきます。登録承認は、書類が全て提出されてからとなりますので、期間に余裕を持って申請してください。また、内容確認のために申請書に記入された連絡先にお問合せをすることがあります。

8. 登録承認について

芸術文化団体として承認された団体に対しましては、芸術文化団体登録承認書(以下、「承認書」とする。)を後日、郵送にて交付します。

施設申込手続きの際は、必ず、承認書を持参くださるようお願いいたします。

なお、承認書を第三者に貸与又は譲渡することはできません。

9. 芸術文化団体登録内容の変更について

団体の名称、代表者など団体登録の内容に変更が生じた場合は、すみやかに届け出てください。変更届書に変更内容を記入し、窓口へ提出していただく必要があります。

10. 登録期間について

芸術文化団体の登録期間は、登録が承認されてから1年間となります。交付する承認書に有効期限を記載いたします。

登録を更新する場合は、改めて登録申請をしていただく必要があります。更新の手続きの際は、登録内容が要件を満たしているかどうか再審査いたします。

なお、手続きは芸術文化団体の登録方法と同様になります。

11. 登録の取消しについて

次のいずれかに該当する場合は、登録が取り消されます。

- (1)登録要件、活動内容の要件を欠いたとき
- (2)不正な手段により登録の承認を受けたとき
- (3)承認書の不正使用をしたとき
- (4)使用の目的に違反もしくは、偽りの行為等の事実が認められたとき
- (5)取消しの申し出があったとき

※登録の取消したときは、登録取消通知書により通知いたします。

12. その他

記載のない事項については、別途定めます。

13. お問い合わせ

ご不明な点は、お問い合わせください。

公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団 文化事業部（武蔵野市民文化会館内）

〒180-0006 武蔵野市中町 3-9-11

TEL 0422-54-8822